

# 著作に対する典拠形アクセス・ポイントの諸問題

古川 肇

*“The catalogue has to tell you  
more than what you ask for....  
The answer of a good catalogue  
is not to say yes or no, but ... to tell  
[the user] that the library has  
[the item] in so many editions  
and translations, and you have  
your choice.” (Seymour Lubetzky<sup>1)</sup>)*

## はじめに

目録に関する準国際標準というべきRDAの主要な特徴の一つは、体現形の記録が、著作の記録と、著作に対する典拠形アクセス・ポイント等を介して、必ず関連付けられることである<sup>2)</sup>。これにより目録は確実にその構造が強化されるだろう。約二十年前に「日本では統一タイトルの適用が無著者名古典に限定され、タイトルの異なる諸版や翻訳相互に及ぼされないという問題がある<sup>3)</sup>。」と述べた筆者にとって、これは喜ばしい改訂である。だが、歓迎してばかりもいられない。『日本目録規則 1987年版』（以下「NCR1987」）における関連規定が充実した内容とは評しがたいため、日本では著作に対する典拠形アクセス・ポイントに関して、確定を要する問題点がいくつも残されているからである。この一文はその解決に資する目的から執筆された<sup>4)</sup>。なお、引用文における下線は筆者による。

## 1. 確認事項

最初に 2 点を確認しておきたい。ともに必ずしも大方の共通の理解になっているとは考えられないからである。

第一は、本稿の対象である典拠形アクセス・ポイントと、これと紛らわしい「統制形アクセス・ポイント」の区別である。国際目録原則覚書<sup>5)</sup>の用語集などを読むと、両者の間には次の関係のあることが分かる。典拠レコードに登録された形、即ち典拠コントロールの支配下にある形のすべてが、統制形アクセス・ポイントというわけである。

統制形アクセス・ポイント＝典拠形アクセス・ポイント＋名称の異なる形

典拠形アクセス・ポイントはNCR1987における「統一標目」に、名称の異なる形は「参照」に各々相当し、後者はRDAでは「異形アクセス・ポイント variant access point」と命名されている。ちなみに、典拠形アクセス・ポイントはRDAの全体草案（最終草案）まで「優先アクセス・ポイント preferred access point」という名称であったが<sup>6)</sup>、刊行時に国際目録原則覚書と一致させられた。

第二の確認事項は、著作に対する典拠形アクセス・ポイントには2種類ある、という点である。NCR1987第26章「統一タイトル」の§26.2.1（種類）は次のように規定する。

標目の形には次の2種類がある。

- ア) 統一タイトルを単独で用いる形（単独形）
- イ) 著者名のもとに統一タイトルを続けて用いる形（複合形）

ところが、同章には一切例示がなく（このようなことがあって良いものだろうか）、具体性を欠く。そこで、代わりにRDA内で各種類の実例を見ることにしたい（RDAではこれらの種類に対応する名称があるわけではない）。単独形と複合形の順を入れ替えて述べる。まず複合形は以下のように構成される。

- A. 創作者<sup>7)</sup> (creator) に対する典拠形アクセス・ポイント+B.優先タイトル (+C.識別要素)

例：<sup>(A)</sup>Connecticut Commission on Children. <sup>(B)</sup>Annual report <sup>(C)</sup>(1999)

先に引用したNCR1987中の「著者名」は、RDAの創作者に該当すると言える。創作者の明細あるいは内訳を知るには、資料およびそれと結合した個人・家族・団体の間の関連指示子のリストであるRDA付録Iを見ればよい。下表を参照。

表1 creatorに関する関連指示子（RDA付録Iによる）

architect, *landscape architect*, artist, *sculptor*, author, *librettist*, *lyricist*,  
*screenwriter*, cartographer, choreographer, compiler, composer, designer,  
enacting jurisdiction, filmmaker, interviewee, interviewer, inventor,  
*photographer*, praeses, programmer, respondent（斜体は下位の指示子）

次に、創作者とともに複合形を構成する優先タイトルの定義は、国際目録原則における「優先される名称 (preferred name)」の定義、即ち「その実体に対する典拠形アクセス・ポイントを作成する基礎として用いられる、実体の名称」中の「実体」を「著作」に置き換えれば得られる。

他方、単独形は以下のように構成される。

- B.優先タイトル (+C.識別要素)

例：<sup>(B)</sup>Bulletin <sup>(C)</sup>(New York State Museum : 1976)

ところで、NCR1987第26章における「統一タイトル」という語は問題である。章の標題が「統一タイトル」である以上、当然、複合形は統一タイトルに属するのだが、それが「著

者名のもとに統一タイトルを続けて用いる形」である、とはどういうことか。著者名のもとに続けて用いる部分に、優先タイトルのように「統一タイトル」でない名称を当てるか、章の方を例えば「統一タイトル標目」と名付けていれば、このような不合理は避けられたのである。現在の不用意な表現は速やかに訂正されなければならない。

## 2. 複合形の形式の問題点

複合形と単独形の実例を確かめ得たので、今度は国立情報学研究所（以下「NII」）の『目録システムコーディングマニュアル』<sup>8</sup>第1部第14章「統一書名典拠レコード(日本名)」から、以下に例示を抜粋して検討の素材としたい。

表2 NII『目録システムコーディングマニュアル』第14章中の例示（一部）

- ・ 団, 伊玖磨(1924-) -- 夕鶴(歌劇) || ダン, イクマ -- ユウズル(カゲキ)
- ・ 水無瀬三吟百韻(宗祇, 肖柏, 宗長 : KOTEN:505191) || ミナセ サンギン ヒャクイン
- ・ 江戸名所図会(斎藤長秋著 ; 長谷川雪旦画 : KOTEN:14324) || エド メイショズエ
- ・ 山田, 耕筰(1886-1965) -- 全集 || ヤマダ, コウサク -- ゼンシュウ
- ・ 武満, 徹(1930-) -- Asterism || タケミツ, トオル -- Asterism

これらの例示のうち、音楽作品に対する典拠形アクセス・ポイントでは創作者の典拠形アクセス・ポイントが前置されている一方、著者を有する日本語の古典作品（2011年に新たにルールを追加）では後置されている。現段階ではこのように区別されていても、もし将来、典拠形アクセス・ポイント付与の対象を古典から一般の著作へ拡張した場合、団・山田・武満はすべて生前に文筆活動をも行っていたから彼らによる非音楽著作が登録されたとき、例えば同じ「団, 伊玖磨」が時に優先タイトルの前に、時に後に現われることになる。これで問題なしとは言えず同一データベースの中では統一する必要がある。日本人の慣習にとっては、タイトルを主体として創作者を後置するのが自然であろうが、さりとて例えば「交響曲」から始まる典拠形アクセス・ポイントが無数に並ぶのは感心できない、という見方もあるだろう。各目録作成機関がどちらかを選択するしかない。

次に、表2内で一定していない創作者の数ほどのような方針で決めるべきだろうか。次のような諸案が考えられる。

① 1者に限定（RDA本則）

② 同一役割の全員（RDA別法）

例：兵藤, 健志; 工藤, 絵理子; 越戸, 陽子; 牧瀬, ゆかり; 井川, 友利子; 大村, 武史; 片岡, 真; 星子, 奈美; 寺田, 良司. 九州大学附属図書館における Cute.Catalog のデザインと開発（筆者作成）

③ 役割が異なる者どうしも許容（表2第3例を参照）

④ 主要なものに限定（例えば“by A and B with C”という責任表示におけるCを省く。）

これらのうち、RDA本則による1者とは、実質上、『英米目録規則第2版』（以下「AACR2」）

までの基本記入標目に他ならず、その長所とともに短所も継承されることになる（ただし、後述のように、3者まではどれか1者を選択し、4者以上はタイトルの下に記入するという区別は廃止された）。これは典拠形アクセス・ポイントの形式を安定させる効果はあるものの、柔軟さを欠き利用者にとって望ましい形式を生ずるとは限らない。筆者はRDA別法の線に沿って次のように提案したい。

(1)その著作の内容にとって主たる役割を一つのみ選択して（例えば歌劇において台本作成を捨てて作曲のみ）、その関連指示子が付与される者は全員を優先タイトルと組み合わせることを基本とする（上記②の例を参照）。

(2)例外として、役割が異なる者どうしが優劣をつけがたく対等の役割を果たしている場合には、ともに組み合わせることを許容する。

(1)は、一般に学術雑誌における注の形式と合致すると思われる。なお、RDA本則と別法との折衷案として、1者に限定して「ほか」を付加する方式（例えば「兵藤，健志ほか，九州大学附属図書館における・・・」）も考えられるのではないか。

なお、NIIは、同一役割の創作者数が3までの場合（表2第2例）と4以上の場合とで、形を異にする方針を立てているが、これは目録作業をいたずらに煩雑にするものであり、賛成しがたい。

ここで、常に創作者全員を典拠形アクセス・ポイントに含める、という方針を採らない限り、創作者の一部に限定されるところの、典拠形アクセス・ポイントを構成する創作者に対して名称を与える必要がある。だがRDAはなぜか与えていない。筆者はさしあたり「主要創作者」を提案しておく。

ちなみに、複合形を構成する優先タイトルの特殊な形態として、集合タイトルがある。表2における第4例中の「全集」の類である。RDAにおいて、集合タイトルは、次の引用文の下線部分からわかるように同一著者の著作集にのみ付与することに注意したい。だが、グリム兄弟、ゴンクール兄弟などの複数著者に拡大して良いと考えられる。

A title used as the preferred title for a compilation containing two or more works by one person, family, or corporate body, or two or more parts of a work (e.g., Works, Poems, Selections). [RDA Glossary]

ところで、ある文芸作品が同時にその作品を収録する作品集のタイトルでもあることは、しばしば目にするところである。ここで集合タイトルが、例えば「芥川龍之介，羅生門（小説集）」のように、同一優先タイトルの個別作品と作品集との区別に必要であり、目録規則で言及する必要がある、と考えられる。

なお、AACR2では、collective titleが「集合タイトル」と「総合タイトル」の両義に使用されていたが、RDAになって前者をconventional collective title、後者をcollective titleと区別するようになった。

### 3. 著者性の状態に関するカテゴリーと複合形・単独形の別

RDA は複合形か単独形かを選択するための前提として、全資料を著者性の視点から表 3 のように区分した。両極の①と⑥との間を②から⑤に四分している、と大観することができる。AACR2 では一つの章、即ち第 21 章を丸々当てていた基本記入標目の選定というテーマを、ここまで圧縮したのは注目される。以下、各カテゴリーを順に見てゆこう。

表 3 著者性の状態に関する 6 つのカテゴリー (RDA § 6.27.1.2/1.6, 1.8)

- ① 1 creator による著作
- ② 共著
- ③ 様々な creator による著作から成る集合著作 (compilation)
- ④ 既存著作の改作など
- ⑤ 既存著作への注釈・挿絵などの著作
- ⑥ creator が不明な著作

①に対する典拠形アクセス・ポイントはいうまでもなく複合形である。②に属する著作の典拠形アクセス・ポイントも複合形である。RDA では AACR2 と違って共著に、複数著者が同一の役割を共有する分担著者性 (shared authorship) の著作だけでなく、相互に異なる役割を果たす複数著者による混合著者性 (mixed authorship) の著作の一部をも含めた。また 3 者まではどれか 1 者を選択し、4 者以上はタイトルの下に記入するという区別は廃止され、常に 1 者または全員を選択することとした。なお、AACR2 において 21.8 から 21.27 に及んだ混合著者性の著作に関する長い規定は、このほか④と⑤にも吸収されてまったく姿を消した。特に顕著な圧縮である。

③に属する著作のそれは単独形である。ここに「集合著作」と訳した compilation は、RDA の用語集には見当たらない。そこで、同 6.27.1.4 の例示を通覧すると、次にその一部を引用するように AACR2 における「合集」(collection)と「編者の指揮のもとに作成された著作」(work produced under editorial direction)を包括した用語であると推測される<sup>9)</sup>。

Anthologie de la poésie baroque française

Resource described: Anthologie de la poésie baroque française / textes choisis et présentés par Jean Rousset . . . AACR2 における合集

Music in the classic period

Resource described: Music in the classic period : essays in honor of Barry S. Brook / [edited by] Allan W. Atlas . . . AACR2 における編者の指揮のもとに作成された著作

ところが、RDA は別の箇所 aggregate work という語をも使っていて、次のようにそれを著作に準ずるものとみなしている。compilation を aggregate work と同義とみて良い

のか、それとも両語の間に広狭の差があるのか、ずれがあるのか、**aggregate work** もまた用語集に見当たらないので判明しない。このような用語の使い方には当惑させられる。

**1.1.5 Work, Expression, Manifestation, and Item** ...the term work should be read to include aggregate works and components of works as well as individual works, etc.

④または⑤に属する著作のそれが両形のどちらであるかは一概に言えず、個々の著作ごとに異なる。一見区別し難い②と⑤との相違は、前者では著作活動が共時的に遂行され、後者では通時的に遂行される、という点にある。最後に⑥はもちろん単独形である。

ちなみに、表3に挙げなかったRDA6.27.1.7は、AACR2の第22章中の規定(日本語版22.2C4、2002年版22.2B3第3段落)を継ぐ規定であり、日本語版を引用すると次のようである。「同一著作の異版にそれぞれ異なる名前が表示されている場合、もしくは一つの版に同じ個人の2以上の名前が表示されている場合は、その著作の諸版の中で最も頻繁に用いられている名前を、すべての版のために選択する。」即ち、同一著作内での個人名の統一を図る規定であり、前後に置かれたカテゴリーとは性格が異なるので、除外した。

#### 4. 創作者としての団体

前節で取り上げたすべてのカテゴリーにおいて、AACR2以来、団体のある著作の創作者とみなすのは、それを生じさせるか、編集刊行するか、編集刊行させるかのいずれかについて責任を有し (**responsible for originating, issuing, or causing to be issued**)、かつその内容が、以下のような特定のカテゴリー(要約)のいずれかに属する場合に限定される(RDA 19.2.1.1.1)。

- ・ 団体自体の特定の側面を扱う管理的な性格の著作
- ・ 団体の集団的意思を記録した著作
- ・ 立法、司法、行政などの団体に運営された公聴会を記録した著作
- ・ 特定の種類の団体の集団的活動を報告した著作
- ・ 演奏・演技グループの責任が、単なる演奏などの範囲を越えて、グループ全体の集団的活動の所産となっている著作
- ・ 団体に由来する (**originating with**) 地図著作。ただし、団体が単に当該資料の出版または頒布にのみ責任を有する場合を除く。
- ・ 特定の種類の属する法律上の著作
- ・ 団体として活動する複数アーティストによる、タイトルを有する個別の芸術作品<sup>10)</sup>

この結果、例えば個人の各々の研究成果を収載した学術雑誌は、団体著作には属さないことになる。先に単独形の例として挙げた **Bulletin(New York State Museum : 1976)** も、

おそらくその種の学術雑誌である故に Museum が創作者と認められなかった、と推測される。対照的に先に複合形の例として挙げた Connecticut Commission on Children. Annual report(1999)は、おそらく団体の集团的活動の報告である故に Commission が創作者と認められた、と推測される。

ここで上掲の文中にあるissueという語を吟味したい。逐次刊行物（特にタイトルが Bulletin, Reportなどのgenericな語だけのもの）を識別する場合に頻繁に用いられる issuing bodyが、RDA付録Iに著作の関連指示子として、創作者以外の関連指示子に含まれている。そこにおける定義は次のとおりである。“A person, family, or corporate body issuing the work, such as an official organ of the body.”筆者には下線箇所が腑に落ちなかった。抽象概念である著作を刊行するとはどういうことか。また、そもそもissuing bodyが体现形の関連指示子でなく、著作の関連指示子であること自体が理解しにくかった。ところが、どうやら戸惑う原因は、筆者がこの語を「刊行団体」とのみ理解していることにあっただけなのである。issueの真義は手近の英和辞典によっては明瞭に把握できないので、英々辞典を引いてみる。

- “formally send out or make known” (*Oxford Dictionary of English* 3<sup>rd</sup> ed. 2010)
- “Give or send out authoritatively or officially” (*Shorter Oxford English Dictionary* 6<sup>th</sup> ed. 2007)

これらの語釈によって、formally, authoritatively, officiallyにsend outする（送付、配付する）行為がissueであり、したがってissuing bodyは刊行のみならず、創作者ではないものの内容にも何らかの責任を有する団体である、と推察される。パスポートや運転免許証については「交付」とか「発行」と訳し得るが、著作の場合には適切な日本語が見当たらないので、本稿では仮に「編集刊行する」あるいは「編集刊行団体」と訳してみた。

## 5. 関連指示子

さて、RDA付録I「資料およびそれと結合した個人・家族・団体間の関連指示子」における、創作者とcontributor（著作ではなく表現形に関わる個人・家族・団体）に属する三つの関連指示子どうしの位置づけに、注意が必要である。なぜならAACR2におけるこれらの語の定義とかなり異なるからである（AACR2に関連指示子は存在しないが）。3関連指示子は、compiler, editor, editor of compilationである（本稿では3語ともあえて訳語を決めず原語のまま使用する）。これらのうち、compilerは表1に見るとおり創作者に関する関連指示子の一つで、残り2語はcontributor（この語も原語のまま使用）に関するそれに属する。

|  |
|--|
| 表4 contributor に関する関連指示子 [抜粋] (RDA付録Iによる)<br>abridger, animator, arranger of music, choreographer(expression),<br>composer(expression), editor, editor of compilation, illustrator,<br>interviewee(expression), interviewer(expression), performer, translator |
|--|

**compiler** とは、やはり付録 I によると次に引用するように、データや情報を集めて書誌や辞典などを作成する著者を指す。これはおそらく英語圏には従来なかった定義であり、続けて引用する AACR2 日本語版の「編纂者」とは全く異なる。そして、期せずして NCR1987 の「編さん者」の定義の一部である「種々の事項を集め、再編成することによって、新たな著作を作り出す者」に酷似する。

RDA 原文 : A person, family, or corporate body responsible for creating a new work (e.g., a bibliography, a directory) through the act of compilation, e.g., selecting, arranging, aggregating, and editing data, information, etc.

AACR2 日本語版 : (編纂者) 様々な個人や団体の著作を選び集めて編集し、合集を作成する者。または、1 個人もしくは 1 団体の著作を選び集めて編集し一つの出版物にする者。

NCR1987 : (編さん者) 2 以上の著作または種々の事項を集め、再編成することによって、新たな著作を作り出す者。

**editor** は、次のように AACR2 日本語版の「编者」とほぼ変わらない。

RDA 原文 : A person, family, or corporate body contributing to an expression of a work by revising or elucidating the content, e.g., adding an introduction, notes or other critical matter. An editor may also prepare an expression of a work for production, publication, or distribution. (後略)

AACR2 日本語版 : (编者) 自己の作ではない資料の出版を準備する者。編集業務は製作者のための資料の準備だけのこともあるし、また製作の監修、テキストの校訂(復原)や解題、序文、注、その他の批評的なものを加えることもある。(後略)

NCR1987 : (编者) 著作を出版のために編集する者。

最後に、**editor of compilation** は新規の用語であり、語形から **editor** の下位に位置づけられることは明瞭である。下に掲げる語義を見ると、AACR2 日本語版の「編さん者」とほぼ同義(上掲)である。ちなみに、この文中に先に言及した **aggregate work** が出てくるが、これを見ても依然 **compilation** との異同は分からない。

RDA 原文 : A person, family, or corporate body contributing to a collective or aggregate work by selecting and putting together works, or parts of works, by one or more creators.

editor of compilation は既述のとおり contributor に関する関連指示子に属する。そして contributor は表現形に関わる個人・家族・団体とされているのであるから、RDA は集合著作を表現形と位置付けていることになり (aggregate work も?)、その上でこれを著作に準ずるものと扱っていることになる。それならそれで本文中、それも総説のような重要な部分でそのように明記すべきであった。いずれにしても集合著作の位置づけは FRBR モデルにおける最大の問題点である。

## 6. 識別要素など

本節では、著作に対する典拠形アクセス・ポイントの残りの問題を取り上げる。RDA には著作の識別要素として、著作の形式 (表2における「(歌劇)」はこれに該当しよう)、著作の日付、著作の発生の場所、その他の識別の特徴が列挙されている (6.3/6.6)。だが、著作では日付や場所は多くの場合明らかでなく、識別要素は一般に形式またはその他の特徴から採用されることになると思われる。この識別要素は典拠形アクセス・ポイントの一部である以上、その場その場での恣意的な付与は慎む必要があるが、RDA でも NCR1987 でも優先順位が明確に規定されているとはいえず、今後の課題である。

また、外国語によるタイトル (表 2 最終例) をどう扱うかという問題があるが、邦訳できないものは原語のまま典拠形アクセス・ポイントとするほかはない。優先タイトルが邦訳形または原語、西洋人名が片仮名、外国団体名が邦訳形というばらばらな現状を整理することは不可能であり、優先タイトルは優先タイトル、西洋人名は西洋人名・・・と割り切るしかない、と思われる。ちなみに、日本人を対象とする目録において、漢字を含む個人などに対する典拠形アクセス・ポイントの本来の形は、NCR1987 のような仮名单独ではなく、原形と読みとのセットであるべきである。また常用漢字と旧漢字との間の選択については、著作に対する典拠形アクセス・ポイントの場合、一般に常用漢字を採用し、それに含まれる個人名・家族名・団体名に限って、体现形における頻度の高い方 (即ち、行為主体が常用するもの) に決めるべきであろう。

さて、音楽資料は一般に和洋の別を超えた存在と見られるが、これを利用に供するのは音楽専門図書館ばかりではなく公共図書館等でもあり、後者の利用者の検索の便を考えれば和資料扱いが望ましい。もとより記述は資料上の記載に応じてその言語によって記録しつつ、著作に対する典拠形アクセス・ポイントは常に仮名や漢字で表記して、何ら不都合であるとは考えられない。そのためには、音楽著作に対する典拠形アクセス・ポイントに関する国内標準がぜひ必要である。目下、音楽著作については RDA 開発合同運営委員会に RDA Music Joint Working Group が設置される動きがあるが、一段落したらその結果を参考に、構築への作業を始動すべきである。

## 7. 体現形または個別資料に対する典拠形アクセス・ポイント

以上で著作に対する典拠形アクセス・ポイントの検討を終える。以下は付論であって、FRBRの第1グループの実体に対する典拠形アクセス・ポイントは、果たしてRDAにおけるように著作と表現形にのみ存在が限定されるのだろうか、そうではあるまい、というのが趣旨である。

そもそも典拠形アクセス・ポイントには次の三つの側面がある、と考えられる。件名目録を構築している図書館以外のカタログガーは、とかく「個人・団体標目＝著者標目」という枠に囚われがちであるが、FRBRモデル下にあってはその意識を越えなければならない。

- ①固有名としてのアクセス・ポイント
- ②固有名件名としてのアクセス・ポイント
- ③文字で表現された識別子

この観点から見ると、RDAの関連規定は十全とは言えない。固有名件名を付与するためには、FRBRモデルのすべての実体ごとに、典拠形アクセス・ポイントが必要であるのに、RDAには体現形または個別資料に対する典拠形アクセス・ポイントの規定が欠けている。また、国際目録原則覚書では、体現形と個別資料に対する典拠形アクセス・ポイントの規定に関して、次に見るように見出しと本文との間に齟齬がある。

**6.3.4.4. 著作／表現形の名称の形** 著作、表現形、体現形または個別資料に対する典拠形アクセス・ポイントは、独立したタイトルであることも、また、その著作の作成者（単数または複数）に対する典拠形アクセス・ポイントと結合されたタイトルであることもある。

ここで個別資料に対する典拠形アクセス・ポイントが具体的にどのような形となるか、考えてみたい。その手がかりは、表現形の典拠形アクセス・ポイントが著作の形にエレメントを付加したものである、ということにある。一例を挙げると、Brunhoff, Jean de, 1899-1937. Babar en famille. に、English. Spoken wordを付加したものが表現形の典拠形アクセス・ポイントである。ここに「漱石文庫所蔵 Tolstoy: What is Art? にみられる漱石の書き入れについて」（高橋美智子 雑誌『比較文学』15）という論文がある。夏目漱石がトルストイの『芸術とは何か』の英訳本に記した読後感について研究したものであり、言うまでもなくこの書き込みがなされた資料は唯一無二であり、個別資料である。この個別資料に与えられる固有名件名としての典拠形アクセス・ポイントは、次のようになるのではないだろうか。

トルストイ, レオ. 芸術とはなにか. 英語. ロンドン. 東北大学図書館

ここに「トルストイ, レオ. 芸術とはなにか」が著作の典拠形アクセス・ポイントで、それに「英語」を表現形の、「ロンドン」を体現形の、所蔵者「東北大学図書館」（漱石文

庫は同館のコレクション)を個別資料の各エレメントとして付加してみた次第である(本来は体现形のエレメントに出版年を選びたいが本書は出版年不明)。

実はRDAに関して、体现形または個別資料に対する典拠形アクセス・ポイント補充の提案が、以下のように既にある。これを起点として将来規定が補充されるよう望みたい。

I [Barbara B. Tillett] suggest we proceed for RDA as follows: ... c. Add  
“Constructing Authorized AccessPoints” for *manifestations* and *items* ...<sup>11)</sup>

付随して、固有名件名を付与するためには、架空の個人・家族・団体・土地に対する典拠形アクセス・ポイントも必要であることに注意したい。個人については、次のように補充の提案が2012年11月のJSCで承認された。

Add to the name one or more of the following elements (in this order), as applicable: ...f) the term *Fictitious character*, *Legendary character*, etc.

Holmes, Sherlock (Fictitious character)<sup>12)</sup>

だが、架空の名称は個人だけとは限らず、例えばトーマス・マンの小説でのブッデンブローク家、ガリバー旅行記中の小人国のリリパット国などもあり、もっと包括的な改訂を要する。

FRBR第1グループの実体に対する典拠形アクセス・ポイントは、数字や記号だけから成る識別子と異なり利用者に容易に読み取れ理解できる文字列の識別子であって、活用されることが望ましい。そのためには様々な角度からの解明が急務であり、本稿がそれに役立てば幸いである。

## 終わりにー典拠コントロールの重要性の例示による説明ー

司書課程において典拠コントロールの重要性を説くとき、主題目録法の分野において件名が統制語であるべきことは、比較的理解されやすい。だが、記述目録法の分野での説明はやや難しい。例を提示して考えてみる。

- ① 原著：The Catcher in the Rye (Salinger著)
- ② 翻訳a：ライ麦畑でつかまえて (野崎孝訳)
- ③ 翻訳b：キャッチャー・イン・ザ・ライ (村上春樹訳) 978-4-560-04764-4 (四六判)  
978-4-560-09000-8 (新書判)

もし①②③の著者名および著作名がすべて典拠コントロール下にあるならば、少なくとも次のような蔵書の利用の仕方が可能となる。

- ②を閲覧したい利用者が現れ、これを他の利用者が借り出しているなどの原因で閲覧できない場合、代わりに③または①の所蔵を知り利用することができる。
- ②または③を閲覧した利用者で、遡って原文を読みたい者が現れた場合、①の所蔵を知り利用することができる。
- ②と③の一方に満足できなかった利用者が、他方の所蔵を知り利用することができる。
- 利用者が①②③を比較して、本人にとって最も適切なものを選択することができるか、または通覧できる。

このように典拠コントロールは、蔵書がもつ潜在的な利用可能性を十全に顕在化するために不可欠である。本来、目録は、利用者がそれを検索し始めた時点で予期していなかった豊富な検索結果を、彼らに提供するべきツールであり、それを可能にする手段が典拠形アクセス・ポイントである。

もっとも、複数の著作を有する著者も、異版が複数の著作も相対的に少数であり、1著作しかもたない著者や、1体現形しかもたない著作が圧倒的に多いのが実態であるが、こうした著作に関連する記録を集中させる役割を果たすのは、主題に関する典拠形アクセス・ポイントなどである。

注 (最新アクセス日 : 2013-3-24)

- 1) 英語版ウィキペディア “Seymour Lubetzky” より。(“From an audio clip posted by William Denton.”)  
<[http://en.wikipedia.org/wiki/Seymour\\_Lubetzky](http://en.wikipedia.org/wiki/Seymour_Lubetzky)>
- 2) 詳細はRDA第17章を参照。
- 3) 古川肇「書誌の関連の諸類型」『整理技術研究』 30:2(1992.6) なお「無著者名古典に限定され」と述べたのは、言い過ぎであった。
- 4) 本稿は、筆者による下記の2文献の一部またはすべてを基点として、考察を進めたものである。
  - ・典拠形アクセスポイントの諸相 日本図書館研究会情報組織化研究グループ2012年12月月例研究会発表 10p. 2012 <<http://josoken.digick.jp/meeting/2012/furukawa201212.pdf>>
  - ・体現形・個別資料に対する典拠形アクセスポイントはなぜ必要か『資料組織化研究-e』 61:31-34(2011.10.) <<http://creativecommons-j.gssc.osaka-cu.ac.jp/TS/article/view/210/208>>
- 5) 国際目録原則覚書 [翻訳 : 国立国会図書館収集書誌部、協力 : 日本図書館協会目録委員会] .2009. 17p.  
<[http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/ICP-2009\\_ja.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/ICP-2009_ja.pdf)>
- 6) 古川肇「RDA全体草案とその前後」『カレントアウェアネス』 No.299 2009.3  
<<http://current.ndl.go.jp/ca1686>>
- 7) creatorは「作成者」と翻訳されることが多いが、本稿では次の文献に倣い「創作者」と訳す。  
和中幹雄「決定をRDA刊行後に持ち越した課題」から見るRDAの方向性 (2) RDA本格導入直前の改訂作業について (その1)『資料組織化研究-e』 63:31(2013.2)  
<http://kiyo.info.gssc.osaka-cu.ac.jp/TS/article/view/637>

- 8) 『目録システムコーディングマニュアル』 2011  
<[http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/MAN2/CM/14\\_2\\_1.html](http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/MAN2/CM/14_2_1.html)>
- 9) 筆者の旧稿「典拠形アクセスポイントの諸相」(前掲4)参照) p.4において、「(compilation、従来の「合集」)」としたのは誤りにつき、訂正する。
- 10)このカテゴリーは最新の改訂による。以下を参照。Joint Steering Committee for Development of RDA. Hearings in RDA 19.2.1.1.1.: 6JSC/ALA/15/Sec final/rev. 2013.  
<<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-ALA-15-Sec-final-rev.pdf>>
- 11)Library of Congress. United States Government Memorandum: 6JSC/LC rep/3. 2011. p.2.  
<<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-LC-rep-3.pdf>>
- 12)British Library. Other designation associated with the person: 6JSC/BL/4. 2012. p.5.  
<<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-BL-4.pdf>>

(ふるかわ はじめ 近畿大学)

(2013年4月14日 受理)

補注 : editor of compilation について

RDAは、editor of compilationをcontributorと位置付けている一方、19.2.1.1(Scope [of creator])においては、以下の条件の場合にcreatorとみなすことができる (may be considered to be a creator) 、と規定している。: “if the selection, arrangement, editing, etc., of content for the compilation effectively results in the creation of a new work” (2013年4月15日)